

## ○安全運転管理者等に関する事務処理要領の制定について

平成29年3月27日例規（交総）第30号

### 最近改正

令和4年10月31日例規（交総）第79号

この度、別記のとおり安全運転管理者等に関する事務処理要領を定め、平成29年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

#### 別記

##### 安全運転管理者等に関する事務処理要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び大阪府道路交通規則（昭和35年公委規則第9号。以下「公委規則」という。）その他別に定めるもののほか、安全運転管理者等に関する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 安全運転管理者 法第74条の3第1項（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する安全運転管理者をいう。
- (2) 副安全運転管理者 法第74条の3第4項（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する副安全運転管理者をいう。
- (3) 安全運転管理者等 安全運転管理者又は副安全運転管理者をいう。
- (4) 自動車運転代行業者 運転代行業法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。

#### 第3 安全運転管理者等の届出に係る事務

##### 1 選任の届出の受理

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、公委規則第13条の2第1項の規定による安全運転管理者等の選任の届出（以下「選任の届出」という。）があったときは、安全運転管理者等選任届出書（公委規則別記様式第2号の2）の記載事項及び添付書類に不備がないこと、選任に係る安全運転管理者等が施行規則第9条の9に規定する要件を備えていること等を安全運転管理者等届出事項確認表（別記様式第1号）により確認を行い、これを適当と認めるときは、選任の届出を受理するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)による確認の結果、これを不適当と認めるときは、選任の届出を受理することなく、不備等について教示し、所要の補正をさせるものとする。
- (3) 署長は、前記(1)により選任の届出を受理したときは、安全運転管理者等届出処理簿（別記様式第2号。以下「届出処理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

##### 2 解任の届出の受理

- (1) 署長は、公委規則第13条の2第3項の規定による安全運転管理者等の解任の届出（以下「解任の届出」という。）があったときは、安全運転管理者等解任届出書（公委規則別記様式第2号の2の2）の記載事項等に不備がないことを確認し、これを適当と認めるときは、解任の届出を受理するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)による確認の結果、これを不適当と認めるときは、解任の届出を受理することなく、不備等について教示し、所要の補正をさせるものとする。
- (3) 署長は、前記(1)により解任の届出を受理したときは、届出処理簿に必要事項を記載するものとする。

##### 3 変更の届出の受理

- (1) 署長は、公委規則第13条の2第4項の規定による届出内容の変更に関する届出（以下「変更の届出」という。）があったときは、届出内容の変更に関する届出書（公委規則別記様式第2号の2の3）の記載事項及び添付書類（公委規則第13条の2第4項第3号に規定する変更に係る届出の場合に限る。）に不備がないことを確認し、変更の届出を受理するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)により変更の届出を受理したときは、届出処理簿に必要事項を記載する

ものとする。

(3) 署長は、変更の届出の内容が自動車の使用の本拠の位置の変更に係るものであり、かつ、変更前の使用の本拠の位置が大阪府下の他の警察署の管轄区域内にあるときは、事業所等移転通知書（別記様式第3号）に当該届出に係る届出内容の変更に関する届出書の写しを添えて、変更前の使用の本拠の位置を管轄する署長に通知するものとする。

(4) 前記(3)による通知を受けた署長は、安全運転管理者等関係資料送付書（別記様式第4号。以下「資料送付書」という。）により、当該安全運転管理者等の届出に係る関係書類を速やかに当該通知を行った署長に送付するものとする。

#### 4 留意事項

(1) 選任の届出、解任の届出又は変更の届出が代理人によるものであるときは、委任状を提出させるものとし、代理人の身分確認を行った上で手続を行うものとする。

(2) 選任の届出、解任の届出若しくは変更の届出を受理したとき又は前記3の(3)による通知を受けたときは、速やかにその内容を安全運転管理者等管理業務（安全運転管理者等管理業務実施要領（平成29年3月27日例規（交総）第29号）第2の(1)に規定する安全運転管理者等管理業務をいう。以下同じ。）に登録するものとする。

#### 第4 安全運転管理者等に係る違反等の通報

1 署長は、次に掲げる事案を認知した場合は、速やかに安全運転管理者等に係る道路交通法違反等通報書（別記様式第5号。以下「通報書」という。）により交通総務課長に通報するものとする。この場合において、通報の対象となった安全運転管理者等の選任に係る自動車の使用の本拠（以下この第4及び後記第5において「事業所等」という。）の所在地が、他の警察署の管轄区域内にある場合は、当該事業所等の所在地を管轄する署長（以下「管轄署長」という。）に対しても同時に通報するものとする。

(1) 安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項第2号ロに規定する違反行為（以下「安全運転管理者等欠格事由該当違反等」という。）を起こした事案

(2) 安全運転管理者が安全運転管理者の業務（法第74条の3第2項及び第3項（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づいて行う交通安全教育及びその他の業務をいう。後記(3)において同じ。）を行っていないため、事業所等の運転者が、当該事業所等の業務又は通勤において、安全運転管理者等欠格事由該当違反等、危険運転致死傷又は過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱の罪を犯す等、自動車の安全な運転が確保されていない事案

(3) 安全運転管理者が安全運転管理者の業務を行っていないと認めた事案

(4) 安全運転管理者等を選任している自動車の使用者又は自動車運転代行業者（以下「使用者等」という。）が、法第74条の3第7項（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する義務を怠ったため自動車の安全な運転が確保されていないと認めた事案

(5) 使用者等が、事業所等に対する交通安全指導実施要領（平成29年3月27日例規（交総）第28号）に基づく交通安全指導（後記第10において「安全指導」という。）を受けた際に、安全運転管理者等講習未受講理由書（同要領別記様式第3号）を提出しない等、安全運転管理上改善を要すると認めた事案

2 交通指導課長、交通捜査課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長は、前記1の(1)から(4)に掲げる事案を認知した場合は、速やかに通報書を2部作成し、交通総務課長及び管轄署長に通報するものとする。

#### 第5 解任命令に係る事務

##### 1 解任命令の上申

署長は、管内に所在する事業所等の安全運転管理者等若しくは運転者について前記第4の1の(1)若しくは(2)に掲げる事案を認知した場合又は同第4による通報を受けた場合で、法第74条の3第6項（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による安全運転管理者等の解任の命令（以下「解任命令」という。）を行う必要があると認めるときは、解任命令上申書（別記様式第6号）に関係書類を添えて交通部長（交通総務課）に送付するものとする。

## 2 解任命令書の交付等

- (1) 交通部長は、公安委員会が解任命令を行うことを決定したときは、解任命令決定通知書（別記様式第7号）に解任命令書（公委規則別記様式第2号の6）を添えて、当該解任命令に係る上申を行った署長に送付するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)により解任命令決定通知書及び解任命令書の送付を受けたときは、速やかに当該解任命令に係る安全運転管理者等を選任した使用者等に通知の上、当該解任命令書を交付するとともに、受領書（別記様式第8号）を徴するものとする。
- (3) 署長は、前記(2)により解任命令書を交付するときは、当該使用者等に対して、速やかに新たな安全運転管理者等を選任し、届け出るよう指導するものとする。
- (4) 署長は、前記(2)により解任命令書を交付したときは、後日、署長が適任と認めて指定する警察官に、行政命令履行経過監督票（別記様式第9号）により解任手続状況等の確認を行わせるものとする。この場合において、当該確認の結果、解任の手続がとられていることが認められたときは、交通課長（地域交通課長を含む。以下同じ。）に行政命令履行経過監督票の内容について確認させるものとする。
- (5) 署長は、前記(4)の規定により解任の手続に係る指導監督が完結したと認めたときは、行政命令履行経過監督票及び監督結果報告書（別記様式第10号）を送付し、交通部長（交通総務課長）宛てに報告するものとする。

## 第6 是正措置命令に係る事務

### 1 是正措置命令の上申

署長は、管内に所在する事業所等の使用者等について前記第4の1の(4)に掲げる事案を認知した場合又は同第4による通報を受けた場合で、法第74条の3第8項（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による自動車の使用者に対する是正のために必要な措置の命令（以下「是正措置命令」という。）を行う必要があると認めたときは、是正措置命令上申書（別記様式第11号）に関係書類を添えて交通部長（交通総務課）に送付するものとする。

### 2 是正措置命令書の交付等

- (1) 交通部長は、公安委員会が是正措置命令を行うことを決定したときは、是正措置命令決定通知書（別記様式第12号）に是正措置命令書（公委規則別記様式第2号の6の2）を添えて、当該是正措置命令に係る上申を行った署長に送付するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)により是正措置命令決定通知書及び是正措置命令書の送付を受けたときは、速やかに当該是正措置命令に係る使用者等に通知の上、当該是正措置命令書を交付するとともに、受領書を徴するものとする。
- (3) 署長は、前記(2)により是正措置命令書を交付するときは、当該使用者等に対して、是正措置命令に係る内容について速やかに是正するよう指導するものとする。
- (4) 署長は、前記(2)により是正措置命令書を交付したときは、後日、署長が適任と認めて指定する警察官に、行政命令履行経過監督票により是正状況等の確認を行わせるものとする。この場合において、当該確認の結果、是正の措置が執られていることが認められたときは、交通課長（地域交通課長を含む。以下同じ。）に行政命令履行経過監督票の内容について確認させるものとする。
- (5) 署長は、前記(4)の規定により是正の措置に係る指導監督が完結したと認めたときは、前記第5の2の(5)に準じて報告するものとする。

## 第7 運転管理に関する教習に係る事務

### 1 教習申出の受理等

- (1) 署長は、公委規則第13条の4第1項に規定する運転管理に関する教習（以下「教習」という。）の申出があったときは、教習申出書（公委規則別記様式第2号の7）の記載事項及び添付書類に不備がないことを確認した上で当該申出を受理し、教習申出・資格認定申請処理簿（別記様式第13号）に必要事項を記載するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の申出を受理したときは、教習申出進達書（別記様式第14号）に当該申出に係る教習申出書及びその添付書類を添えて交通総務課長に送付するものとする。

### 2 教習の日時等の指定

交通総務課長は、前記1の(2)により教習申出書等の送付を受けたときは、教習の日時、場所、内容その他必要な事項を指定し、教習実施通知書(別記様式第15号)により申出者に通知するものとする。

### 3 教習修了証明書の交付

交通総務課長は、申出者が教習を修了したときは、当該者に対し教習修了証明書(公委規則別記様式第2号の8)を交付するものとする。

## 第8 資格認定に係る事務

### 1 資格認定の申請の受理等

(1) 署長は、公委規則第13条の5第1項に規定する運転管理に関する能力に係る認定(以下「資格認定」という。)の申請があったときは、安全運転管理者等資格認定申請書(公委規則別記様式第2号の9)の記載事項及び添付書類に不備がないことを確認した上で当該申請を受理し、教習申出・資格認定申請処理簿に必要事項を記載するものとする。

(2) 署長は、前記(1)の申請を受理したときは、安全運転管理者等資格認定進達書(別記様式第16号)に当該申請に係る安全運転管理者等資格認定申請書及びその添付書類を添えて交通総務課長に送付するものとする。

### 2 資格認定の基準

資格認定は、申請者が次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第23条又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第18条に規定する運行管理者としての勤務経験がある者

(2) 道路運送法第23条の2又は貨物自動車運送事業法第19条に規定する運行管理者資格者証の交付を受けている者

(3) 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示(平成24年国土交通省告示第454号)第2条第1号又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示(平成24年国土交通省告示第455号)第2条第1号に規定する基礎講習を修了した者

(4) 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第3条に規定する自動車安全運転センターが主催する安全運転管理に関する研修を修了した者

(5) その他自動車の運行に関して、労務及び人事等を直接管理できる地位を有する者であって、指導力、職務経歴等を総合的に勘案した結果、自動車の安全運転の管理について安全運転管理者等としての能力を有すると交通総務課長が認めるもの

### 3 結果の通知等

#### (1) 資格を認定する場合

ア 交通総務課長は、審査の結果、資格を認定する決定をしたときは、資格認定決定通知書(別記様式第17号)及び資格認定書(公委規則別記様式第2号の10)を申請を受理した署長に送付するものとする。

イ 署長は、交通総務課長から資格認定決定通知書及び資格認定書の送付を受けたときは、教習申出・資格認定申請処理簿に必要事項を記載するとともに、速やかに認定申請者に通知の上、資格認定書を交付するものとする。

#### (2) 資格を認定しない場合

ア 交通総務課長は、審査の結果、資格を認定しない決定をしたときは、資格不認定決定通知書(別記様式第18号)及び安全運転管理者等資格不認定通知書(別記様式第19号。以下「不認定通知書」という。)を申請を受理した署長に送付するものとする。

イ 署長は、交通総務課長から資格不認定決定通知書及び不認定通知書の送付を受けたときは、教習申出・資格認定申請処理簿に必要事項を記載するとともに、速やかに認定申請者に通知の上、不認定通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

## 第9 報告・資料提出要求に係る事務

### 1 報告・資料提出要求の上申

署長は、前記第4の1の(3)から(5)までに掲げる事案(以下この第9において「報告・資料提出要求対象事案」という。)を認知し、又は同第4の規定による通報(報告・資料提出要求対

象事案に係る通報に限る。)を受けた場合で、法第75条の2の2第1項の規定により自動車の使用者又は安全運転管理者に対して報告又は資料の提出を求める必要があると認めるときは、報告・資料提出要求上申書(別記様式第20号)に関係書類を添えて交通総務課長に送付するものとする。

## 2 報告・資料提出要求書の交付等

- (1) 交通総務課長は、報告・資料提出要求を行うことを決定したときは、報告・資料提出要求決定通知書(別記様式第21号)に報告・資料提出要求書(公委規則別記様式第2号の11)を添えて、当該上申を行った署長に送付するものとする。
- (2) 署長は、前記(1)により報告・資料提出要求決定通知書及び報告・資料提出要求書の送付を受けたときは、被処分者に通知し、報告・資料提出要求書を交付するとともに、受領書を徴するものとする。

## 第10 講習に係る事務

### 1 受講対象者

法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習(以下「講習」という。)の受講対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度の4月1日現在で、安全運転管理者等管理業務実施要領第7の1の(2)に規定する管理者登録(以下この1において「管理者登録」という。)がされている者
- (2) 当該年度の4月2日から12月31日までの間に、新たに選任の届出、運転代行業法第5条に規定する認定の申請又は運転代行業法第8条第1項に規定する変更の届出(後記第11において「運転代行業法による変更の届出」という。)(以下この(2)及び後記2において「選任の届出等」という。)により管理者登録がされた者で、当該年度の同一の講習を受講していないもの。ただし、当該年度の1月1日以降に新たに管理者登録された者であっても、次のいずれかに該当する場合は講習の受講対象とする。

ア 選任の届出等が遅延している場合で、当該年度の12月31日までに法定の届出期限が経過しているとき。

イ 1月1日以降に新たに選任の届出等がなされた場合で、同一事業所の前任の安全運転管理者等が当該年度の講習を受講していないとき。

### 2 講習の通知

- (1) 署長は、選任の届出等をしている使用者等に対して、講習を実施する日の1月前までに、講習通知書(施行規則別記様式第22の9)により通知するものとする。
- (2) 署長は、講習通知書の送付漏れ等がないよう、平素から安全運転管理者等の選任又は解任の状況、講習の受講状況等の実態を把握しておくものとする。

### 3 講習の運用

講習は、法第108条の2第3項の規定に基づき一般社団法人等に委託して実施しているが、実施についての指導監督は、警察が行うこととなるので、交通総務課長及び講習会場の所在地を管轄する署長は、講習の委託先との連携を密にし、講習の受付時には、講習に係る業務を担当する職員を講習会場に派遣するとともに、講習の実施のために必要な情報を講習の委託先に提供する等講習制度を効果的に運用するものとする。

### 4 留意事項

- (1) 前記1の受講対象者が、講習を受講したときは、安全運転管理者等管理業務実施要領第7の1の(3)に規定する講習登録を行うものとする。
- (2) 署長は、講習の受講状況を的確に把握し、安全運転管理者等があらかじめ通知した講習を受講しなかったとき又は安全運転管理者等が講習の受講途中で退席する等、講習の全てを受講しなかったときは、使用者等に対して講習の受講に係る再通知、再々通知を行う等の措置を執り、全ての安全運転管理者等に講習を受講させるよう指導するものとする。この場合においては、使用者等に直接電話する等の方法により、講習を実施する日を確実に通知するとともに、安全運転管理者等に講習を必ず受講させるよう指導するものとする。
- (3) 安全運転管理者等が講習の受講途中で、体調不良等その他真にやむを得ない事情があると交通総務課長が認める理由により退席する場合は、当該講習の日以降に開催される講習の日程を教示し、受講しなかった講習科目を受講させる等の措置を執るものとする。

## 5 報告

署長は、管内の安全運転管理者等の選任状況、選任又は解任の届出状況、講習の受講状況等について、交通総務課長が別途通知するところにより、交通部長（交通総務課）宛てに報告するものとする。

### 第11 安全運転管理者等未選任使用者等の発見及び指導等の促進

- 1 署長は、交通指導取締り、交通捜査又は安全指導等あらゆる機会を捉えて、次に掲げる使用者等の発見に努めるものとする。
  - (1) 安全運転管理者等の選任の義務を怠っている使用者等
  - (2) 安全運転管理者等の選任又は解任の届出の義務を怠っている使用者
  - (3) 運転代行業法による変更の届出（安全運転管理者等の変更に係る届出に限る。）の義務を怠っている自動車運転代行業者
- 2 署長は、前記1の(1)に掲げる使用者等を発見したときは、当該使用者等に対し、安全運転管理者等を選任するよう指導するとともに、必要に応じて、当該使用者等を法第74条の3第1項又は第4項の規定に違反する者として所要の措置を執るものとする。
- 3 署長は、前記1の(2)又は(3)に掲げる使用者等を発見したときは、当該使用者等に対し、選任の届出若しくは解任の届出又は運転代行業法による変更の届出をするよう指導するとともに、必要に応じて、当該自動車の使用者等を法第74条の3第5項の規定に違反する者として所要の措置を執るものとする。